

( 別 添 )

健感発 0605 第 1 号  
平成 30 年 6 月 5 日

外国人技能実習機構 殿

厚生労働省健康局結核感染症課  
( 公 印 省 略 )

技能実習生に対する健康診断について (依頼)

我が国の結核は、人口 10 万人あたりの結核罹患率 (以下「罹患率」という。) 及び患者数ともに年々減少していますが、未だに国内で年間約 18,000 人が結核を発症し、1,900 人が結核により死亡しています。様々な対策の効果で罹患率は年間 3~5% ずつ減少していますが、厚生労働省としては 2020 年までに罹患率 10 以下とすることを目指しており (平成 28 年は罹患率 13.9)、目標を達成するには対策を一層加速する必要があります。

我が国において、近年外国生まれの患者数は増加傾向にあり、平成 28 年に新たに結核患者として登録された者の数は、前年から 174 人増加し 1,338 人となりました。特に、多数に感染させる可能性が高い若年層で増加傾向にあり、罹患率の高い国の出生者が日本滞在中に発症するケースが見受けられます。

また、技能実習生として我が国に入国する者も年々増加しており、ベトナム、中国、フィリピンといった結核罹患率の高い国々からの技能実習生の受入が多い状況となっています。

この技能実習生に対しては、労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号) 第 66 条第 1 項、労働安全衛生規則 (昭和 47 年労働省令第 32 号) 第 43 条、44 条及び 45 条に基づき、雇入れ時及び定期健康診断を実施することとなっており、健診項目には胸部 X 線検査が含まれています。当該健康診断の実施に当たっては、以上の現状を踏まえ、結核の罹患についても念頭の上実施するよう、実習実施機関等に周知いただきますようお願い申し上げます。